

3. 大学知的財産アドバイザー派遣事業の総括

大学知的財産アドバイザー派遣事業の総括は、今年度が独立行政法人工業所有権情報・研修館の第2期中期計画の実施最終年度にあたるために行うとともに、大学における知的財産に関する課題やニーズを調査・分析し、今後の支援の在り方についての検討に繋げることが求められていることから、合わせて問題点の指摘も行うこととする。

具体的には、前述の文献等調査、アンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえて、大学知的財産アドバイザー派遣事業の総括を行う。総括に当たっては、大学知的財産アドバイザー派遣事業の業務内容に照らした総括、同派遣事業の狙いに照らした総括を行うこととした。また、アンケート調査においては、大学知的財産アドバイザー派遣大学以外の、文部科学省の「大学知財本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」の実施対象でない大学との比較も行った。

(1) 業務内容に関する評価

大学知的財産アドバイザー派遣事業の業務は「1. 大学知的財産アドバイザー派遣事業の概要」で示したように、知財管理体制整備、知財戦略に関する指導・助言・相談業務（マネジメント主体）で、具体的には下記の業務内容が示されている。以下、これらの業務ごとに総括する。

- ・ 知的財産管理体制構築プランの策定支援
- ・ 知的財産ポリシー、知的財産取扱規程等の整備
- ・ 知財人材（専任教員や事務職員）の育成
- ・ 学内の意識啓発（知財セミナー開催、知財教育支援等）
- ・ 大学における知的財産管理体制構築マニュアルの作成 他

知的財産管理体制構築プランの策定支援

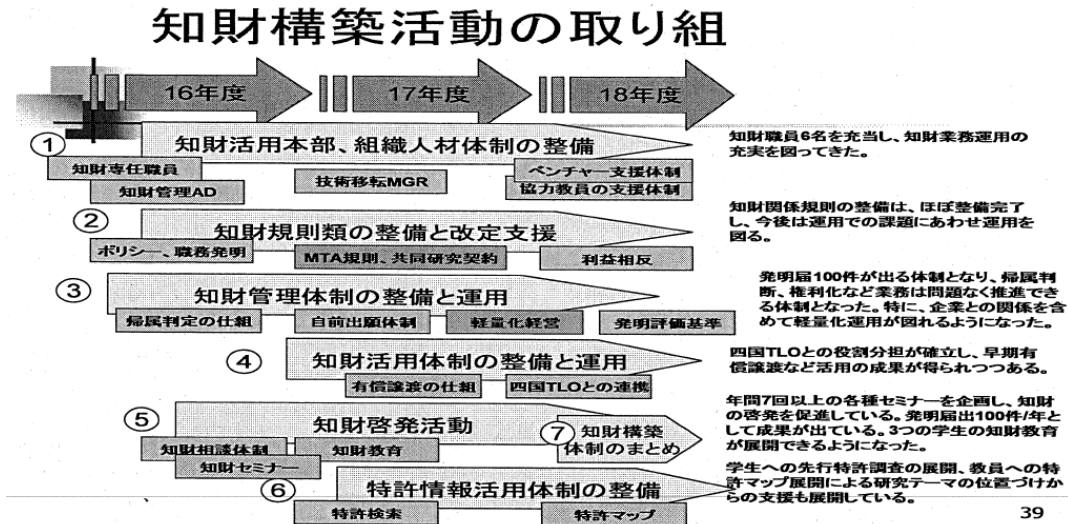
大学知的財産アドバイザーは派遣されると、先ず、当該大学の幹部に大学運営における知財への期待を確認するとともに、知財担当者等に知財管理の現状や課題を確認したうえで、決められた派遣期間のなかで、計画的な知的財産管理体制を構築についてプランを検討する。大学知的財産アドバイザーへのヒアリング調査においても、大学側との対話によりプランを策定していることが確認されている。ただし、なかには知財管理の重要性を十分認識していない大学の存在や、アドバイザーが活動しにくい環境に置かれている大学の存在について、指摘する声もある。

いずれにせよ、プランが策定されれば、このプランに沿って知的財産管理体制が構築されていくことになるが、本調査研究では、知的財産管理体制の構築についての評価を確認している。

アンケート調査によると「知的財産管理体制の構築」が「ほぼできた」と「ある程度できた」を合わせると88.4%となっており、派遣事業では、体制構築プランの策定支援を超えて、体制構築までの成果が認められる。これを組織形態別にみると、国立大学が95.8%、私立大学が90.9%と9割を超えており、大学知的財産アドバイザーによる「知的財産管理体制構築プランの策定支援」は十分に効果があったと評価できる。

特に、知的財産管理担当者が大学幹部や研究者と当該大学における知的財産の位置づけや管理のあり方等について意見を交わすことは、体制整備後の自立的な運営に向けての「推進力」となるものである。

図表 3年間の知財構築活動のスケジュールの例



(資料) 大学知的財産アドバイザー作成資料。

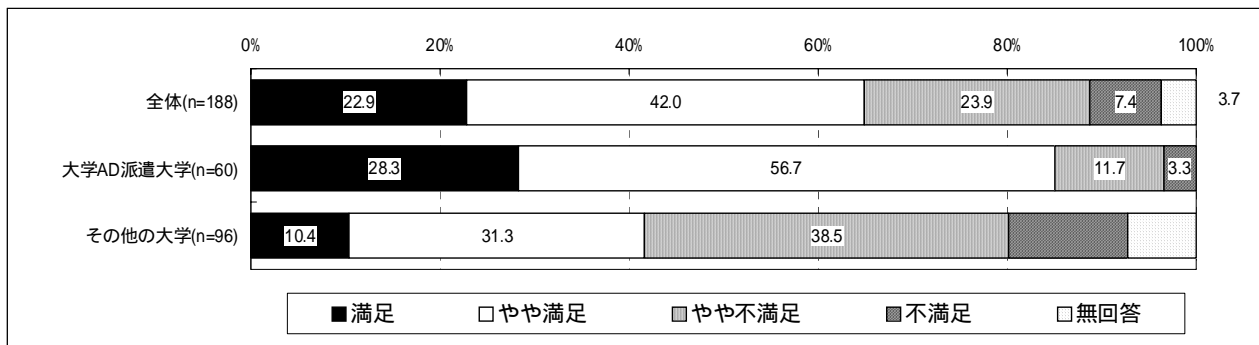
【旭川医科大学の例】

知的財産担当副学長、新規雇用知的財産専任教員、事務局事務員を核に教職員が17時半以降の臨床終了後に、ワーキンググループを開催した。1年間、延べ11回の開催を経て、知的財産活動の目的を「研究の活性化」に置く手作りの知的財産ポリシーを策定した。

知的財産ポリシー、知的財産取扱規程等の整備

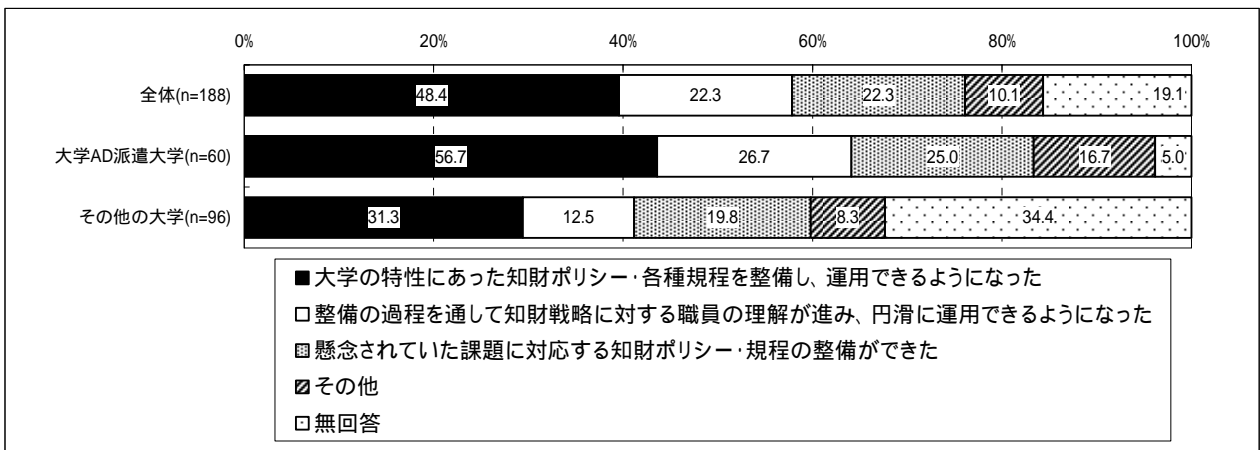
知的財産ポリシー、知的財産取扱規程等の整備について、アンケート調査によると「知財ポリシー・各種規程の整備・運用」において「満足」と「やや満足」を合わせると85.0%と、知財の活動内容別の満足度のなかでは、最も満足度が高くなっている。これを組織形態別にみると、私立大学(95.4%)、国立大学(79.2%)、公立大学(78.6%)の順になっている。また、アンケート調査における「その他の大学」(国からの知財管理体制構築や運営管理の支援を受けていない大学)との比較においては、明らかに満足度が高くなっている。

図表 1 - 4 8 活動内容の満足度 (知財ポリシー・各種規程の整備・運用)



また、大学知的財産アドバイザー派遣事業により、知財ポリシー、各種規程等の整備・運用面で解決できたこととして、半数以上（56.7%）の大学が「大学の特性にあった知財ポリシー・各種規程を整備し、運用できるようになった」としており、各大学の実態に合わせた整備を支援していることが窺える。そのように回答した比率を組織形態別にみると、私立大学（68.2%）、国立大学（58.3%）、公立大学（35.7%）の順になっている。また、同様に「その他の大学」との比較においては、「大学の特性にあった知財ポリシー・各種規程を整備し、運用できるようになった」と「整備の過程を通して知財戦略に対する職員の理解が進み、円滑に運用できるようになった」点について、明らかに解決できた割合が高くなっている。

図表 1 - 4 9 解決できたこと（知財ポリシー・各種規程の整備・運用）



このように、大学知的財産アドバイザーによる「知的財産ポリシー、知的財産取扱規程等の整備」は、大学が感じている満足度や解決できたとしている認識、さらにはヒアリング調査においても、十分、効果があったと評価できる。

なお、派遣先大学の幹部、知的財産担当者や研究者等の知財活動に対する理解が進まないうちに、大学知的財産アドバイザーが派遣先大学に必要と思われるポリシーや規程類を、短期間で一度に整備することは現実的でなく、個々の大学の知財の状況に合わせて、ある程度、時間をかけて進めることが自立的な運営の早道と言えよう。

【三重大大学の例】

大学知的財産アドバイザー派遣事業により、知的財産管理の体制ができるとともに、運営管理の方法等が整備され、その後必要に応じて改正等が加えられる体制が整ってきている。

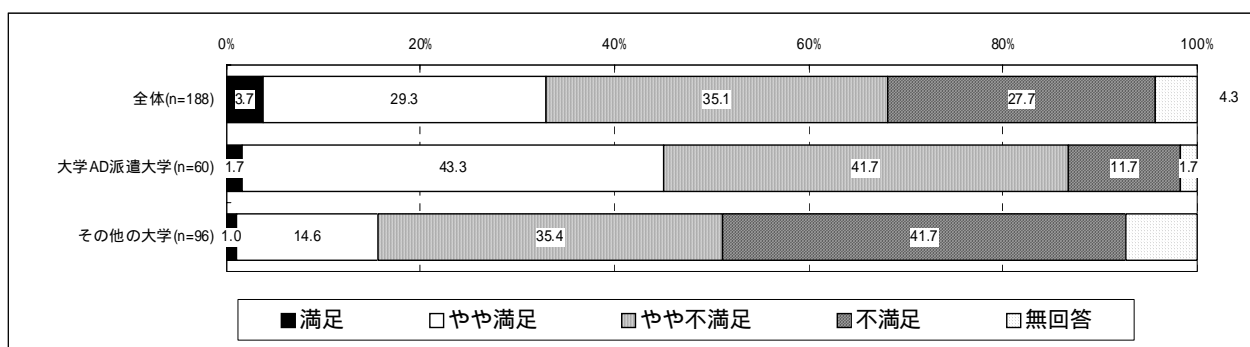
【帯広畜産大学の例】

大学知的財産アドバイザー派遣事業により整備した「知的財産ポリシー」は、外部の企業が共同研究を行う際の目安として活用されるもので、不実施補償は一律に求めないなど、企業が共同研究し易い「知的財産ポリシー」としている。

知財人材（専任教員や事務職員）の育成

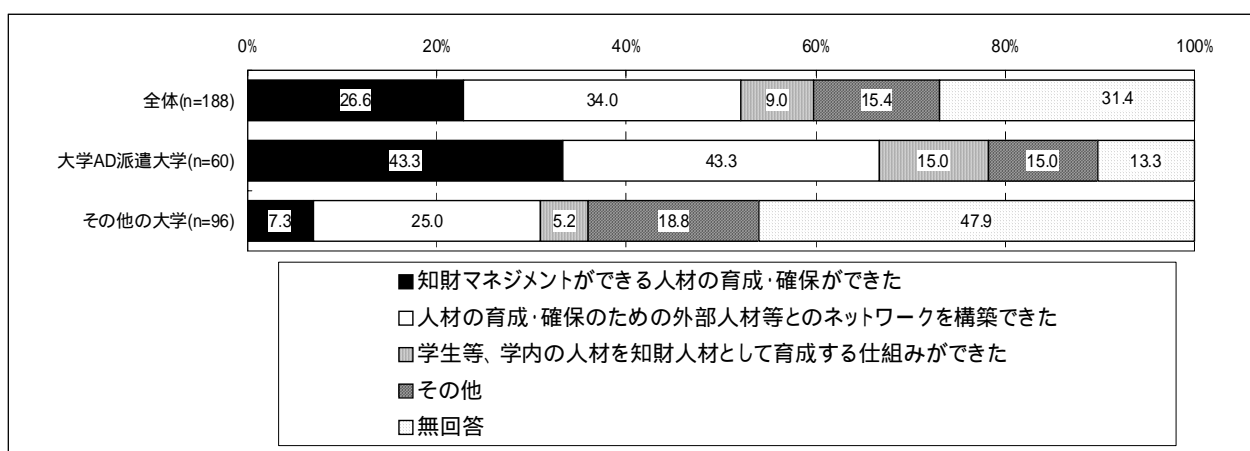
「知財人材の育成・確保」について、アンケート調査によると「満足」と「やや満足」を合わせると45.0%と過半数に満たず、「満足」だけをみると1.7%と極めて低くなっている。これを組織形態別にみると、国立大学（50.0%）、私立大学（40.4%）、公立大学（35.7%）の順になっている。また、アンケート調査における「その他の大学」（国からの知財管理体制構築や運営管理の支援を受けていない大学）との比較においては、明らかに満足度が高くなっている。

図表1-50 活動内容の満足度（知財人材の育成・確保）



また、知財人材の育成・確保の面で解決できたこととして、「知財マネジメントのできる人材の育成・確保ができた」と「人材の育成・確保のための外部人材等とのネットワークを構築できた」が、ともに43.3%ずつとなっており、満足度が低いながらも成果を見出している大学もある。組織形態別に「知財マネジメントのできる人材の育成・確保ができた」と回答した比率をみると、国立大学（54.2%）、私立大学（45.5%）、公立大学（21.4%）の順になっている。これと同様に「その他の大学」との比較において、「知財マネジメントのできる人材の育成・確保ができた」と「人材の育成・確保のための外部人材等とのネットワークが構築できた」については、明らかに解決できた割合が高くなっている。

図表1-51 解決できたこと（知財人材の育成・確保）



このように、大学知的財産アドバイザーによる「知財人材（専任教員や事務職員）の育成」については、大学が感じている満足度や解決できたとしている認識、さらにはヒアリング調査においても、

一定の効果があつたと評価できる。

体制の整備やポリシー・規程の整備がなされていても、それを運用するのは知的財産担当者であることを考えると、知的人材の育成は、大学知的財産アドバイザー派遣事業の狙いでもある「自立的な運営」を目指していくうえで、最も重要な要素である。ただし、人材育成については大学側の問題が大きく、知財活動に対してどのような認識を持っているかにより、配置される専任教員や事務職員の知的財産に対する認識や理解、能力が異なることが、育成上、考慮すべき点であり、特に、公立大学については、地方自治体による大学に対する人事の考え方が指摘されているところである。

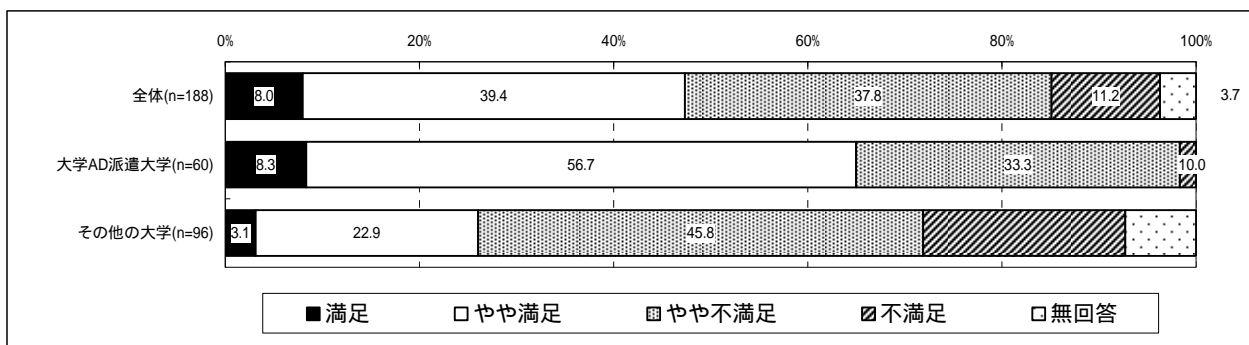
【関西大学の例】

大学知的財産アドバイザー派遣当時の知財担当者は、10年間の知財管理の経験を有しており、共同研究等の契約の際のチェックポイントがどこにあるのかなど、企業経験を活かしたアドバイスを受けたことなどにより、現在では自立的な運営ができるようになっている。

学内の意識啓発（知財セミナー開催、知財教育支援等）

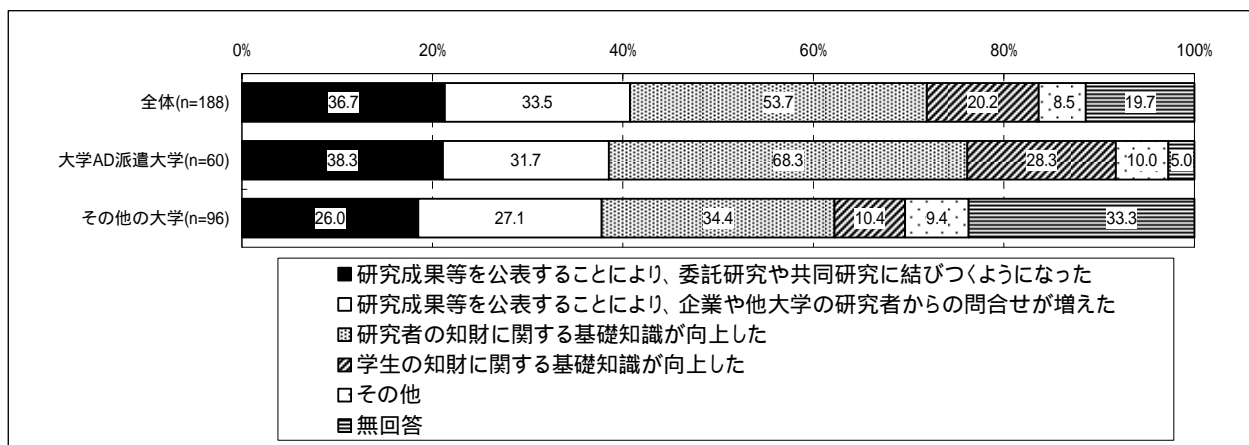
学内の意識啓発（知財セミナー開催、知財教育支援等）については、アンケート調査によると「知財の啓発活動・広報活動の推進」において、「満足」と「やや満足」を合わせると65.0%と過半数を超えている。これを組織形態別にみると、国立大学（70.8%）、私立大学（63.6%）、公立大学（57.1%）の順になっている。また、アンケート調査における「その他の大学」（国からの知財管理体制構築や運営管理の支援を受けていない大学）との比較においては、明らかに満足度が高くなっている。

図表 1 - 5 2 活動内容の満足度（知財の啓発活動・広報活動の推進）



また、知財の啓発活動・広報活動の推進の面で解決できたこととして、「研究者の知財に関する基礎知識が向上した」と回答し大学が、68.3%と過半数を超えている。組織形態別に「研究者の知財に関する基礎知識が向上した」と回答した比率をみると、公立大学（78.6%）、国立大学（70.8%）、私立大学（59.1%）の順になっている。これと同様に「その他の大学」との比較においては、「研究者の知財に関する基礎知識が向上した」について、明らかに解決できた割合が高くなっている。

図表 1 - 5 3 解決できたこと（知財の啓発活動・広報活動の推進）



このように、大学知的財産アドバイザーによる「学内の意識啓発（知財セミナー開催、知財教育支援等）」は、大学が感じている満足度や解決できたとしている認識、さらにはヒアリング調査においても、十分に効果があったと評価できる。特に、研究者の知財に関する基礎知識の向上に対する貢献度は大きい。

体制の整備やポリシー・規程の整備がなされていても、それを運用して成果に繋げていくためには、知的財産担当者とともに、研究者の意識の向上が不可欠である。

【秋田大学の例】

大学における知的財産啓発活動を「実践的啓発」をキーワードとして捉え、まず教職員への継続的・少人数教育を実施することによって、「漏れの無い出願」や「先行技術調査」による特許性向上を実現できた。さらに、秋田大学発明ガイドの配布、大学院生への実習的教育、学部生パテントコンテストへの挑戦と、啓発活動を広く展開することによって大学を構成する幹部、教職員や学生の知的財産に対する理解が広がった。全学的知的財産マインドの醸成を図ることが、結果として大学における知的財産活動や知的財産組織を支える基盤となるという実感が得られた。

大学における知的財産管理体制構築マニュアルの作成

大学知的財産アドバイザーによる「大学における知的財産管理体制構築マニュアルの作成」は、大学内での支援活動を通じて得られた知見を定期的に「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」として取りまとめ、これを大学内で開催する知的財産管理体制構築セミナーや知的財産管理部門スタッフ等に配布しているものであり、これまでの成果は、以下のとおりである。

体制構築基本編（2002年度版、2004年度版）

体制構築のQ&A編（2003年度版）

体制構築取組事例編（2005年度版）

戦略的知的財産活動編（2008年度版）

戦略的知的財産活動のQ&A編（2009年度版）

大学における知的財産管理体制構築マニュアル（2010年度版）

なお、（独）工業所有権情報・研修館では、知的財産の管理体制が未整備な大学に対して「知的財

産管理体制構築セミナー」を実施している。アンケート調査では、(独)工業所有権情報・研修館の事業の認知度と利用経験の質問のなかで、この未整備大学に対するセミナーについて質問している。同セミナーの認知度について、その他大学は74.5%が「知っている」と答えている。また、利用については、その他大学は11.5%が「利用したことがある」と答えている。

この結果をみると、同セミナーの認知度・利用度を高める余地は残されており、大学における知的財産管理体制構築マニュアルを有効に活用するためにも、認知度・利用度を高めていくことが望まれる。

その他の業務（課題に対応した活動）

大学知的財産アドバイザー派遣事業の総括にあたり、大学知的財産アドバイザーに求められる役割や業務内容との照査のみでは、全てを語ることはできない。これは、「1. 大学知的財産アドバイザー派遣事業の概要」で述べたように、派遣先大学は、(独)工業所有権情報・研修館が定めた「大学知的財産アドバイザー派遣先大学選定基準」により、所定の手続きを経て選定し派遣されるものの、派遣先大学が置かれた状況は一律ではない。そこで、アンケート調査における大学知的財産アドバイザー派遣事業の取組みや成果に関する自由意見をみると、「大学の特色にあった知的財産に関するアドバイス」や「知財の活用」という観点からの体制の整備」といった成果が挙げられている。

a) 大学の特色にあった支援活動

アンケート調査では、全学を対象とした知的財産活動の戦略や方針について、定めた時期と内容について確認をし、内容のなかで、「特定研究分野で特色ある大学を目指していく」という選択肢を設けている。これに該当する大学は、いわゆる総合大学ではなく、地方の単科系大学（畜産、医科、薬科、保健、体育など）が中心となっている。

こうした大学は、大学幹部がリーダーシップを発揮すれば、総合大学に比べて、知的財産管理体制の構築やその体制に基づいた運営管理を行い易いといった特徴があり、自立的な運営に対する評価が高い大学もある。

大学の特色にあった支援活動の例（大学ADヒアリングより）

- ・ 背伸びをせず大学の實力に合った持続可能な組織と運営に徹した。組織は少しずつではあるが強化されており、地方の中小規模の大学として身の丈にあった知財活動が行われている。〔帯広畜産大学〕
- ・ 著作物の取り扱いに関して、メディアコンテンツ委員会を発足し、定期的な審議の場や研究会として講演会を開催し、学内での著作物に対する検討が活発化している。また、著作権取り扱いポリシーも策定された。〔東京工芸大学〕
- ・ 身の丈にあった体制構築を目指し、長年続いた個人管理を機関管理に移行させるべく、仮運用ルールを策定・試行するとともに、食/薬/健康/環境/バイオ等に的を絞って、地域振興を目指した周辺大学との連携策を構想した。〔新潟薬科大学〕

b) 知財の活用の観点からの支援活動

知財の活用については、アンケート調査のなかで、活用を推進するための活動内容ごとにとり組む状況を確認しており、活用の7つの活動のうち、最も取り組んでおり成果が出ているのは「特許出願の質の向上のための発明のブラッシュアップ」で、次いで「意図した権利範囲を取得するための明細書記載の質の向上」「技術移転時の研究者に対する柔軟で高額な発明報酬制度」と続いている。一方で、「活

用を容易にするための知財ポートフォリオの構築」や「海外企業への技術移転を見据えた管理体制の構築」については、取り組んで成果を出している大学は少ないながらも、活用を見据えた支援を行ってきた。

知財の活用の観点からの支援の例（大学ADヒアリングより）

- 大学の基本的な知的財産管理・活用体制は整備され、内部型TLOである富山大学TLOを設立し、技術移転活動を行っている。そのような中、金沢大学・新潟大学を中心とした日本海地域大学イノベーション技術移転機能とも連携し、海外技術移転にも努めている。〔富山大学〕
- 大学の特徴を中心にした支援体制として、大学の特色ある研究を見える化（研究のマップ化）、特色ある分野へのリソースの配分を進めるなどの活動により、企業等からの学術相談が多く寄せられ、大学保有の特許を欧州企業に譲渡した。〔麻布大学〕

（２）事業の狙いからみた評価

大学知的財産アドバイザー派遣事業は、「派遣終了後に大学自らが自立して知的財産管理部門を運営できること」を狙いとしており、アンケート調査では、自立的な運営に向けて、知的財産管理体制の構築、知的財産の適正な管理といった点についても満足度を確認した（図表 1-41 参照）。それによると、体制構築と適正な運営管理の成果としての自立的な運営では、「ほぼできた」と「ある程度できた」の合計が全体の約 8 割と、大学知的財産アドバイザー派遣事業は、自立的な運営に大きく寄与しており、大学知的財産アドバイザー派遣事業は、事業の狙いの面からみても十分に評価できる。

なお、自立的な運営に向けてできたことは、「知財を担当できる人材の育成」と「ポリシーやルールを整備後の実践」と回答した大学が多く、これが自立的な運営に寄与しているものと考えられる。

ただし、「ほぼできた」のみに着目すると「知的財産体制の構築」に比べて、「知的財産の適正な管理」の比率がやや小さくなっており、実際に構築された体制を活かした管理や、さらに自立的な運営までは、必ずしも十分ではない状況にある。

また、活動内容別の評価と同様に組織形態別にみると、いずれの項目とも、公立大学法人（公立大学を含む）の「ほぼできた」と「ある程度できた」の合計の比率が他の組織形態に比べて多少低くなっている（図表 1-22～1-28 参照）。これは、大学知的財産アドバイザーの能力や活動というよりも、受入れ側の公立大学側により多くの問題が内在していると言える。アンケート調査による、知的財産担当者が所属する組織や活動に対する大学幹部（学長、副学長、理事長など）の関与の度合い別の分析において、知的財産管理体制の構築、知的財産の適正な運営管理、自立的な運営とも、大学幹部の関与の度合いが大きいほど、満足度が高いという傾向が確認されており、このことは公立大学の問題にあてはめて考えることができる。

図表 1 - 5 4 自立的な運営に向けてできたこと (問 15-1×問 1)

